

議 第 一 号

特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例
の一部を改正する条例（案）

標記の議案を別紙のとおり地方自治法第百十二条及び仙台市議会会議規則第十四条の
規定により提出します。

平成二十四年二月十六日

提 出 者

議 員	提 出 者
田 村	稔
日 下	富士夫
鈴 木	勇 治
菊 地	昭 一
嗟 峨	サダ子
小 山	勇 朗
柳 橋	邦 彦

仙 台 市 議 会 議 長

佐 藤 正 昭 様

特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例（昭和三十一年仙台市条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十三項を次のように改める。

13 平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間における議長、副議長及び議員の議員報酬月額は、第四条の規定にかかわらず、別表第一に定める額から、議長にあっては七万円を、副議長にあっては五万円を、議員にあっては三万円を減じて得た額とする。ただし、これらの者の期末手当の額の算定の基礎となる議員報酬月額は、同表に定める額とする。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

理 由

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間における議長、副議長及び議員の議員報酬月額を減額するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。